

令和2年 第2回

苓北町農業委員会総会会議録



大仁田会長

皆さん、おはようございます。

冷たい雨ですね、あまり作業をする人はいないような感じです。畑を見てきたところです。中国で発生した、新型コロナウイルス予測ができないような経済的にも中東とアメリカが収まったと思っていたら、中国の経済的な打撃が今後どれだけでるかは予測がつかない状況です。

県の会長職員合同研修が山鹿で1月27日28日開催されて、参加してきました。全国会長大会が東京であって、最後に熊本県の視察研修が茨城県茨城町であったのですが、農林水産大臣賞をもらったところでございます。そのやり方を全国に広めています。熊本県はそこで視察してきましたが、ホテルで缶詰で勉強した研修でした。

それから農協の駐車場の件で、臨時総会が開催されました。私も農業委員会に苦情が来ないように説明をお願いしますといったところです。念を押して農協の説明で済むように、何で反対者がいるのに農業委員会で許可したか、後でごちゃごちゃが起きないように、お願いしますといったところです。

駐車場は農協だけでなく、地域社会の役場の集会、運動会とか将来小学校も統合したら駐車場もたくさんいるわけです。そういうことで農協も貢献して頂ければという気持ちもあります。無事賛成されほっとしております。本日はよろしくお願いいたします。

事務局

はい、ありがとうございました。

本日は山下委員が欠席でございます。

出席委員は定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、苓北町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めるとなっておりますので、以降の議事の進行は大仁田会長にお願いします。どうぞよろしくお願い致します

議 長

はい、それでは議事に入ります。日程第1の議事録署名委員及び総会書記の指名でございますが、私から指名させて頂いてご意義ございませんか。

(はい。の声あり)

それでは、3番の坂西庄三委員さんと5番の平井多貴子委員さん  
にお願いを致します。

本日の会議書記には、農業委員会事務局の宮崎氏、瀬形氏、酒井氏を  
指名致します。

議 長

それでは、日程第2、議案第23号 農地法第4条の規定による許  
可申請についてを議題と致します。  
事務局に説明を求めます。

事務局

はい、2ページをお開きください。日程第2、議案第23号 農地  
法第4条の規定による許可申請について、農地法第4条の規定による  
許可申請を別紙のとおり受け付けたので附議する。令和2年2月7日  
苓北町農業委員会 会長 大仁田金次。

3ページをお開き願います。整理番号1の案件について説明致しま  
す。

申請人は、議案記載のとおりです。

申請物件は、苓北町坂瀬川の畑1筆、面積は、302㎡です。

転用の目的は、駐車場です。

転用しようとする理由の詳細は、「申請地周辺は墓地が多数ある  
が、駐車場がないため路上駐車も多く、特に墓参時には顕著である。  
所有者も高齢化し耕作を続けられないため、土地の有効利用として、  
また、通行の安全性から申請地を駐車場として転用したい。」という  
ことです。

申請地は、4ページから6ページをご覧いただきたいと思いま  
すが、場所は町道風月線沿いで、起点のため池から200m程登ったと  
ころです。審議の要点につきましては、記載のとおりですが、申請地  
は許可前に埋立されています。しかし今回は始末書も添付されてお  
りますので、適当であると判断しております。また、申請箇所は農業振  
興地域内の農用地区域外であり、農地区分は農業公共投資の対象と  
なっていない10ヘクタール未満の小集団の生産性の低い農地という  
理由から、第2種農地と判断しております。以上でございます。

議 長

はい、ありがとうございました。只今事務局から説明がございま  
したが、整理番号1につきましてご意見のある方は、挙手をお願いしま  
す。

坂西委員

はい。本件につきましては、私が現地確認を行いました。

この畑には3本ほど琵琶の木が植えてありました。草なんかはきれいに刈って管理されてきました。これからビワを作るとかそういうことをされないということですので、これから先管理がなかなか大変ということで、申請地を駐車場にしたいということです。

始末書等も出されていますけども、すでに盛り土をされています。この辺は墓がたくさんあるわけですけど、そのために駐車場がありませんので、そういうことで利用して頂いたらということでした。よろしくお願いします。

議長

この件につきまして他にご意見のある方は、挙手をお願い致します。  
ございませんか。

事務局

補足で説明します。申請地は302㎡ありますが、現場は法面が多く半分ぐらいしか使えません。

議長

他にご意見のある方は、挙手をお願い致します。  
ございませんか。

(ありません。の声あり)

無いようでございますので、整理番号1について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

議長

はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので整理番号1につきましては許可相当として県知事に意見書を送付致します。

議長

日程第3、議案第24号 農用地利用集積計画の認定についてを議題と致します。事務局に説明を求めます。

事務局

はい、7ページをお開きください。日程第3、議案第24号 農用地利用集積計画の認定について、農業経営基盤強化促進法に基づき別紙のとおり苓北町農用地利用集積計画書を作成し、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により認定を求められたので附議する。令和2年2月7日 苓北町農業委員会 会長 大仁田金次。

8ページをお開きください。農用地利用集積計画総括表の左側が今回の分になります。

利用権設定の再設定が17件ございます。

詳細については、田12筆 9,256㎡。畑5筆 2,670㎡。計17筆の11,926㎡です。明細は9ページ、10ページに記載しています。

続きまして、転貸が17件ございます。

事務局

詳細については、田12筆 9,256㎡。畑5筆 2,670㎡。計17筆の11,926㎡です。明細は11ページ、12ページに記載しています。

続きまして、所有権移転が4件ございます。

詳細については、畑4筆 7,886㎡です。明細は13ページに記載しています。

利用権の設定を受ける者、利用権を設定する土地、利用権を設定する者、設定する利用権、期間につきましては、それぞれ議案記載のとおりです。

いずれも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上でございます。

議長

はい、ありがとうございました。この件につきましてご意見のある方は、挙手をお願いします。

ございませんか。

(ありません。の声)

無いようでございますので、この件につきまして賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

はい、ありがとうございました。

全員賛成でございますので、議案第24号は原案どおり認定することに致します。

議案につきましては以上でございますが、事務局から他にございましたらお願い致します。

事務局

事務局からその他事項がございます。

1. 農地賃借情報（2020年度）について
2. 令和2年度農業委員会総会開催日程について
3. 農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の取り扱い基準の制定について
4. 農用地利用配分計画の認可について
5. その他

次回、令和2年第3回総会は、令和2年3月5日（木）午前9時30分から庁議室で開催する予定です。事務局からは以上です。

議長

はい、ありがとうございました。皆様から他に何かございましたら、挙手をお願い致します。

（ありません。の声あり）

議長

無いようでございます。

農業委員会の議題は以上でございます。

以上をもちまして、令和2年第2回総会を閉会致します。

右は総会会議の顛末に相違ないことを証し署名する。

閉会 午前10時37分

会 長

---

署 名 委 員

---

署 名 委 員

---